



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月7日火曜日 第2005号

### ◇ 目次 ◇ 告 示

鳥獣保護区の存続期間の更新 .....	1075
休猟区の指定 .....	1076
特定猟具使用禁止区域の指定 .....	1079
大規模小売店舗の新設の届出の概要等 .....	1081
公有水面埋立免許 .....	1081
公共測量の実施の通知 .....	1082
都市計画の決定案の縦覧（3件） .....	1082
道路の区域変更（県道玉川菊間線） .....	1082
道路の供用開始（ " " ） .....	1083
開発行為に関する工事の完了 .....	1083
道路の供用開始（一般国道197号） .....	1083

### 公 告

シンチレーション式モニタリングポストの購入 .....	1083
行政情報処理端末機ほかの借入れ .....	1084

### 選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正 .....	1085
------------------------	------

### 正 誤

平成20年8月26日付け第1993号愛媛県告示第1250号（愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正）中 .....	1089
---	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1422号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
愛宕山鳥獣保護区	八幡浜市松柏の国道197号と市道白尾夜昼峠線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、県道八幡浜港線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、市道大黒町新港通り線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道北浜4号線との交点に至り、ここから同市道を北西に	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	当該地域は、市街地や農耕地に隣接し、広葉樹林等森林と農耕地等がモザイク状に分布する豊かな自然環境を有している地域であり、多様な鳥獣の生息地となっていることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生

進み、港湾臨港道路1号線との交点に至る。ここから同港湾港道路並びにこれに続く市道北浜9号線及び県道八幡浜保内線を北東に進み、国道197号線に出る。ここから同国道を北西に進み、市道大平名坂線との交点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道大平高野地線との交点に至る。ここから同市道を高野地に向かって進み、高野地で市道松尾高野地線との交点に至り、ここから同市道を松尾に向かって進み、松尾で市道白尾夜昼峠線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

河辺鳥獣保護区

大洲市河辺町川崎の県道河辺小田線と市道寺敷川崎線との交点である七曲橋西端を起点とし、ここから同市道を南ないし東に進み、市道百合谷名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北ないし、南東に進み、市道大中山名場連線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道寺敷名場連線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道寺敷川崎線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道を西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、県道河辺小田線との交点に至る。ここから同県道を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同 上

当該地域は、丘陵地帯が多く、区域内は針葉樹と広葉樹が混在する林相の変化に富む森林を有し、多様な鳥獣の生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

<p>中曽根 鳥獣保 護区</p>	<p>四国中央市中曽根町の三島公園入口を起点とし、ここから同公園境界をほぼ東に進み、東谷に出る。ここから四国中央市金砂町に通じる山道の起点に向かってほぼ南東に進み、市道柱尾線と四国中央市金砂町に通じる山道の交点に至る。ここから同山道を南西ないし南東に進み、野野首に通じる山道に至る。ここから同山道をほぼ西ないし北西に進み、同公園西側に至る山道との交点に至る。ここから同山道を北西に進み、公園売店を経て、更に同山道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>当該地域は、三島公園、桃山墓園及びその周辺部の山林からなる針葉樹と広葉樹が混在する良好な鳥獣の生息環境を有している地域であり、地元住民にとっては、身近な自然とのふれあいの場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。</p>
---------------------------	--	-----------	--

	<p>之線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北に進み、同林道に出る。ここから同林道を北に進み、市道金砂中之川線に出て、さらに同市道をほぼ北東に進み、市道薬師線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、同国道に至り、ここから同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>呉石休猫 区</p>	<p>旧川之江市と旧宇摩郡新宮村との境界と市道中山口川之江線掘切峠との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ東に進み、愛媛県と徳島県との境界に至る。ここから同境界を東に進み、峰畑山三角点（747.9メートル）を経て、更に同境界を南に進み、銅山川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、銅山川橋と国道319号との交点に至り、ここから同国道を北東ないしほぼ北西に進み、掘切トンネル南口を経て、市道中山口川之江線に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>三ツ足山 休猫区</p>	<p>四国中央市新宮町馬立の市道和田小屋線と県道川之江大豊線との交点を起点とし、同県道をほぼ南に進み笹ヶ峰隧道で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから、同境界を南西に進み、椽尾山（1,222.1メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、旧伊予三島市と旧新宮村と高知県大豊町との境界の交点に至る。ここから旧伊予三島市と旧新宮村との境界をほぼ北に進み、三ツ足山（1,105メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、同市道に出る。ここから同市道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>黒森休猫 区</p>	<p>新居浜市鹿森の鹿森ダム堰堤東端を起点とし、ここから同ダム貯水池の常時満水位の貯水線を南に進み、足谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、西鈴尾谷川との合流点に至り、ここから同川左岸を上流に進み、東鈴尾谷川との合流点と通称大坂屋敷越に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を南ないし北東に進み、旧新居浜市と旧別子山村との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を西に進み、西条市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから同境界を北に進み、黒森山三角点（1,678.4メー</p>	<p>同上</p>

○愛媛県告示第1423号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猫区を指定する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間
<p>小川山休猫区</p>	<p>四国中央市金砂町小川山柳瀬の国道319号と同町小川山引地に通じる歩道との交点を起点とし、ここから同区界を北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、旧伊予三島市と旧宇摩郡新宮村との境界と同川右岸の交点に至る。ここから旧伊予三島市と旧新宮村との境界をほぼ南東に進み三ツ足山（1,105メートル）を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を西に進み、カガマシ山三角点（1,342.9メートル）を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、中川峠で林道中</p>	<p>平成20年11月1日から平成23年10月31日まで</p>

	<p>トル)に至る。ここから稜線<sup>りようせん</sup>をほぼ北東に進み、三角点(1242.7メートル)を経て、辻ヶ峰三角点(957.9メートル)に至る。ここから稜線<sup>りようせん</sup>を東に進み、標高(508.9メートル)を経て、同堰堤西端に至り、ここから同堰堤を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>こから同国道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>中奥休猟区</p>	<p>西条市大保木の県道西条久万線の新柳谷橋北端を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、千野々橋北端でイノウチ谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、通称前田峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、前田峠に至る。ここから、市道東之川東西線に通じる山道を南東に進み、同市道に出て、同市道を南西に進み、大宮橋西端で同県道に出る。ここから同県道を北西に進み、県道石鎚伊予小松停車場線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、旧西条市と旧周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北西ないし北に進み、通称平野峠に至る。ここから林道平野線に通じる山道を南ないし北東に進み、同林道に出て、同林道を北東に進み、柳谷川に出る。ここから、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>大島北休猟区</p>	<p>今治市吉海町と同市宮窪町の大島の区域のうち、国道317号(自動車専用道路に指定していない路線に限る。)及び同国道の延長線で分断される北側の区域</p>	<p>同上</p>
<p>河之内休猟区</p>	<p>旧東予市と旧周桑郡丹原町と旧越智郡玉川町との境界の交点を起点とし、ここから旧東予市と旧越智郡玉川町との境界を北に進み、三角点(1032.4メートル)を経て、通称カモシカで林道河之内支線に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、通称ダイガタオに至る。ここから庄内公園造林と県営林との境界を南東に進み、官公造林15林班と県営林との境界に至り、ここから同境界をさらに南東に進み、同公園造林と県営林との境界に至る。ここから同境界稜線<sup>りようせん</sup>をほぼ南に進み、通称ナガソ、官行造林と県営林との境界に至り、ここから同境界稜線<sup>りようせん</sup>を南東に進み、林道河之内本線を横断し、更に同境界稜線<sup>りようせん</sup>を南東に進み、通称スズガタオで旧東予市と旧周桑郡丹原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>上灘休猟区</p>	<p>伊予市双海町の犬寄峠の県道広田双海線と県道中山双海線との交点を起点とし、ここから県道中山双海線をほぼ南西に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ南に進み、旧伊予郡双海町と旧伊予郡中山町の境界との交点に至り、ここから同境界をほぼ南西ないしほぼ西に進み、旧伊予郡双海町と喜多郡内子町の境界との交点に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、林道牛ノ峰線との交点に至る。ここから同林道をほぼ北東ないしほぼ北に進み、林道東越線との交点に至り、ここから同林道を南東ないし北東に進み、農道東越線との交点に至り、ここから同農道をほぼ南東に進み、林道牛ノ峰奥大栄線との交点に至る。ここから同林道を北東ないし南東に進み、林道大栄支線との交点に至り、ここから同林道を南東ないし東に進み、市道駄馬線に出る。ここから同町道をほぼ北東ないしほぼ北西に進み、県道中山双海線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北東ないしほぼ北に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>寺尾休猟区</p>	<p>旧周桑郡丹原町と旧周桑郡小松町との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同境界を南ないし南東に進み、志河川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、同国道との交点に至り、こ</p>	<p>同上</p>	<p>有枝休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町上黒岩の県道東川上黒岩線と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道を西に進み、旧上浮穴郡美川村と旧上浮穴郡久万町との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、岩屋寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を東に進み、県道西条久万線に出て、同県道を南に進み、県道東川上黒岩線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
			<p>休場休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町中津の面河川右岸と愛媛県と高知県との境界の交点を起点とし、ここから同境界を南西に進み、三角点(972.4メートル)及び三角点(1049.5メートル)を経て、猪伏鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を北西に進み、国有林74林班界に至る。ここから同林班界をほぼ北に進み、</p>	<p>同上</p>

	<p>三角点（1,125.4メートル）に至り、ここから稜線を北東ないし北西に進み、龍宮橋南端で町道落出黒川線に出る。ここから同町道を東へ約30メートル進み、龍宮大橋南端で面河第三ダム鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東に進み、面河第三ダム堰堤南端に至る。ここから面河川右岸を下流に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>			<p>郡河辺村との境界に至る。ここから旧喜多郡肱川町と旧喜多郡河辺村との境界を南ないし南東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
鎌倉山休猟区	<p>喜多郡内子町城廻の国道56号と町道田中線との交点である田中橋交差点を起点とし、ここから同町道を北西に進み、県道内子双海線に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、県道串中山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、同町と伊予市との境界に至り、ここから同境界を北東ないし南に進み、同国道に出る。ここから同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上	伊方・保内休猟区	<p>八幡浜市保内町川之石の宮内川河口の第二川之石橋西端を起点とし、ここから同川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ南西ないし北西に進み、西宇和郡伊方町役場前の伊方港棧橋で町道伊方八幡浜線との交点に至る。ここから同町道及びこれに続く町道伊方宮内線を北東に進み、国道197号に出て、同国道を西に進み、町道湊浦伊方越線との交点に至る。ここから同町道をほぼ西に進み、県道鳥井喜木津線に出て、同県道をほぼ北東に進み、町道伊方越大泉線との交点に至る。ここから稜線を西に進み、伊方越漁港防波堤南端で海岸線に出て、その海岸線を北東に進み、八幡浜市保内町木津のドウジ簀に至る。ここから稜線を南西に進み、市道広早喜木津線に出て、同市道を南西に進み、市道広賢女が峠線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東ないし南西に進み、平家谷公園で宮内川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上
榎小屋休猟区	<p>喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町と西予市との境界の交点を起点とし、ここから喜多郡内子町と西予市との境界をほぼ西ないし北西に進み、小田深山鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南東ないし北東に進み、妙見森を経て、更に同区界をほぼ北東に進み、淵首で黒川に出て、ここから同川左岸を下流に進み、喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上	齒長休猟区	<p>西予市宇和町卯之町の国道56号と県道宇和野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東ないし東に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を東ないし北東に進み、文治が駄馬を経て、更に同区界をほぼ南東に進み、同市宇和町と同市野村町との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、西予市宇和町と西予市野村町と宇和島市三間町との境界の交点に至る。ここから西予市宇和町と宇和島市三間町との境界を西に進み、齒長峠を経て、更に同境界を西に進み、高森山三角点（634.9メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、市道旧町地区277号線に出て、同市道をほぼ北西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上
感応山休猟区	<p>旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界と県道大洲長浜線との交点を起点とし、ここから同境界を北東ないし南東に進み、県道藤縄長浜線に出る。ここから同県道をほぼ南東に進み、市道藤縄線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道有ノ木蛙ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道新谷八多喜新町線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、市道内通り長浜線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、県道菅田五郎停車場線に出て、同県道を北西に進み、県道大洲長浜線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	同上	野村・坂石休猟区	<p>西予市野村町阿下の国道441号と県道宇和野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、鹿野川ダム周辺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南東ないし北東に進み、坂石地区を経て、更に同区界を南</p>	同上
中居谷休猟区	<p>大洲市肱川町山鳥坂の県道小田河辺大洲線と県道肱川公園線との交点である鹿野川大橋東端を起点とし、ここから同県道をほぼ北ないし北西に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、旧喜多郡肱川町と喜多郡内子町と旧喜多</p>	同上			

	東に進み、同町と同市城川町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、市道野村城川線に出て、同市道をほぼ北西に進み、市道峰伊勢井谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
高野子・川津休猟区	西予市城川町高野子の県道日向谷高野子線と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北西に進み、市道川井谷線との交点に至る。ここから中津川三角点(733.5メートル)に通じる稜線をほぼ北東に進み、同三角点を経て、更に同稜線をほぼ北東に進み、同市と高知県との境界線上にある三角点(929.0メートル)に至り、ここから同境界を南ないし東に進み、九十九曲峠に至る。ここから林道東津野城川線に通じる山道を南西に進み、同林道に出て、同林道を南に進み、市道荒川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南西に進み、同県道に出る。ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
御開山休猟区	旧北宇和郡日吉村と旧北宇和郡広見町との境界と国道320号との交点を起点とし、ここから同国道を南に進み、町道野地横山線との交点に至る。ここから同町道を西ないし南に進み、国道320号との交点に出る。ここから同国道を西ないし南に進み、県道小倉三間線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北西に進み、国道441号に出る。ここから同国道を北ないし北西に進み、北宇和郡鬼北町と西予市城川町との境界に至る。ここから同境界を東に進み、旧北宇和郡広見町と西予市城川町と旧北宇和郡日吉村との境界の交点に至り、ここから旧北宇和郡広見町と旧北宇和郡日吉村との境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
北灘休猟区	旧北宇和郡津島町と旧宇和島市との境界と市道松尾線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南に進み、国道56号に出て、同国道を南に進み、津島大橋北端で岩松川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ北ないしほぼ西に進み、鶴之浜、国永、尻貝及び福浦を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、蜂の巣鼻で同境界に至る。ここから同境界を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上

増田休猟区	旧南宇和郡一本松町と旧南宇和郡城辺町との境界と町道坪浜線との交点を起点とし、ここから同境界を北西ないし北東に進み、惣川山三角点(567.3メートル)を経て、浅尻山三角点(644メートル)に至る。ここから小渓谷を東に進み、町道浅尻線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南東に進み、町道増田3号線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、町道増田2号線との交点に至り、ここから同町道を南に進み、町道増田1号線との交点に至る。ここから同町道を南に進み、国道56号に出る。ここから同国道を南西に進み、町道坪浜線との交点に至り、ここから同町道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
-------	---	----

○愛媛県告示第1424号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
南川特定猟具使用禁止区域	西条市小松町南川にある香園寺奥之院を起点とし、ここから同院東側にある大谷川右岸を下流に進み、市有林と私有林との境界に至り、ここから同境界を東に進み、西条市小松町南川と西条市小松町新屋敷との境界の稜線に至る。ここから同稜線を南東に進み、標高点(488メートル)に至る。ここから旧小松町と旧石鎚村と石根村との境界の交点に至る市有林と私有林との境界の稜線をほぼ西に進み、旧小松町と旧石鎚村と旧石根村との交点に至る。ここから西条市小松町南川と西条市小松町妙口の境界をほぼ北に進み、市有林と私有林との境界との交点に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、同川を渡り、同川右岸に至る。	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで	銃器

	ここから同岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域				北端に至り、ここから同橋を南に渡り、同橋南端に至る。ここから同川の左岸を西ないし南に進み、市道石井29号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域			
国見峠 特定猟 具使用 禁止区 域	松山市桜ヶ丘の県道松山東部環状線とJR四国予讃線との交点を起点とし、ここから同県道を南西に進み、市道宮前45号線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道宮前67号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道宮前65号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、県道辰巳伊予和気停車場線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北ないし北東に進み、久万川に出る。ここから同川の左岸をほぼ南東に進み、JR四国予讃線との交点に至り、ここから同線を南ないしほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上		上野宮 下特定 猟具使 用禁止 区域	伊予市と伊予郡砥部町との境界と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同境界を南東ないしほぼ南西に進み、県道砥部伊予松山線に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、市道下吾川上野線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、県道伊予川内線に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
星ヶ丘 特定猟 具使用 禁止区 域	松山市星丘町の星岡橋南端を起点とし、ここから市道石井32号線を北に進み、市道石井1号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道石井34号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道石井117号線に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道石井116号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道久米2号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、国道11号に出て、同国道を南東に進み、市道久米2号線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、松山城南高等学校に至る。ここから同校の西側水路をほぼ南西に進み、小野川に至り、ここから同川の右岸を西に進み、雲門寺橋	同 上	同 上		小野田 特定猟 具使用 禁止区 域	西予市宇和町小野田の市道1級路線7号線と林道基野伴野線との交点を起点とし、ここから同市道を南西に進み、市道旧町地区112号線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、舟川左岸に出る。ここから、同川左岸を南西に進み、三蔵宮池と用水路の交点に至り、ここから同水路を南西ないし北西に進み、農道三倉宮線と林道基野伴野線へ向かう山道の交点に至り、同山道を西へ進み、林道基野伴野線に出て、ここから同林道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
					広見岩 屋特定 猟具使 用禁止 区域	北宇和郡鬼北町大字興野々の国道320号と町道興芳線との交点である興芳橋南端を起点とし、ここから同橋を渡り、町道新田富永線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北東ないし南東に進み、県道下鍵山松野線に出る。ここから同県道を西ないし、南西に進み、国道3	同 上	同 上

	20号に出る。ここから同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
アチ谷池特定猟具使用禁止区域	北宇和郡鬼北町大字奈良のアチ谷池の区域一円	同	上

### ○愛媛県告示第1425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ西条店  
西条市福武字沢ノ前甲971番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山 芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山 芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年5月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,064平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
205台  
イ 駐輪場の収容台数  
91台  
ウ 荷さばき施設の面積  
100平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
54立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前0時20分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

#### 2 届出年月日

平成20年9月24日

#### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第1426号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削210番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削185番5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城468番1から同町岩城469番2の地先公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D.L.+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院「長江」四等三角点）は、北緯34度16分24.3169秒、東経133度9分01.1950秒の地点

1点は、基点から真北2度08分28秒781.27メートルの地点

2点は、1点から真北354度57分19秒47.98メートルの地点

3点は、2点から真北84度57分30秒147.02メートルの地点

4点は、3点から真北354度57分30秒42.36メートルの地点

5 点は、4 点から真北84度57分30秒 31.05 メートルの地点  
 6 点は、5 点から真北 174 度57分30秒 51.50 メートルの地  
 点  
 7 点は、6 点から真北 177 度56分12秒 30.58 メートルの地  
 点

ウ 面積

9,688.54平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4681番 1 から同町岩城4690番 2 の地先公  
 有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からエ点までを順次直線で結んだ線及びエ点とア  
 点を結んだ直線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町字長江乙1350 - 1 番地内の国土地理院  
 「長江」四等三角点）は、北緯34度16分 24.3169 秒、東経 1  
 33度 9 分 01.1950 秒の地点

ア点は、基点から真北 354 度46分51秒748.18メートルの地  
 点

イ点は、ア点から真北 354 度57分26秒217.30メートルの地  
 点

ウ点は、イ点から真北84度57分26秒378.02メートルの地点  
 エ点は、ウ点から真北 174 度57分26秒217.30メートルの地  
 点

ウ 面積

82,143.62平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成20年10月7日

○愛媛県告示第1427号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第  
 14条第 1 項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共  
 測量を実施する旨の通知があった。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成20年10月7日から

○愛媛県告示第1431号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成20年12月15日まで

3 作業地域 松山市高岡町

○愛媛県告示第1428号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づ  
 き、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定によ  
 り、その都市計画の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の  
 日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
 新居浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
 東予広域都市計画区域の一部（新居浜市）

○愛媛県告示第1429号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づ  
 き、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定によ  
 り、その都市計画の案を愛媛県庁及び西条市役所において告示の日  
 から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
 西条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
 東予広域都市計画区域の一部（西条市）

○愛媛県告示第1430号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づ  
 き、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定によ  
 り、その都市計画の案を愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日  
 から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称  
 大洲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域  
 大洲都市計画区域及び長浜都市計画区域



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾713番2から 同市菊間町高田14番まで	旧	メートル 3.6~24.0	キロメートル 1.205	道路台帳 付図【15】 -5から 【17】-9 まで
		今治市菊間町松尾713番2から 同市菊間町高田14番まで 今治市菊間町松尾714番から 同市菊間町高田14番まで	新	3.6~24.0 11.0~56.0	1.205 1.288	道路台帳 付図【15】 -5から 【17】-9 まで

○愛媛県告示第1432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町高田16番2から 同市菊間町高田14番まで	平成20年10月7日

○愛媛県告示第1433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年10月7日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第34号 平成20年9月29日	伊予市下吾川字壺丁地590番1、590番5	伊予郡松前町大字浜775番地1 株式会社コーシンコンストラクション 代表取締役 福 柝 浩 司

○愛媛県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町三崎1072番2から 同町三崎1611番2まで	平成20年10月7日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年10月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
シンチレーション式モニタリングポストの購入
- (2) 購入物品名及び数量

- シンチレーション式モニタリングポスト 6式
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成21年3月31日
- (5) 納入場所  
愛媛県モニタリングポスト（西宇和郡伊方町）
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 - 2156

- (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成20年11月18日(火)午前9時から平成20年11月20日(木)午後1時59分まで。

紙入札方式による場合は、2(2)の証明書類提出後から平成20年11月20日(木)午後1時59分まで。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成20年11月20日(木)午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

- (7) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札方式による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Scintillation Radiation Monitoring System, 6 set

- (2) Time limit of tender: 1:59p.m., 20 November

- (3) For further information, please contact : Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL089 912 2156

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成20年10月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名

行政情報処理端末機ほかの借入れ

- (2) 借入物品名及び数量

行政情報処理端末機ほか(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間

平成21年3月1日から平成27年2月28日まで

- (5) 借入場所

知事が指定する場所

- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話(089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限  
平成20年11月19日(水)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
平成20年11月19日(水)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出

しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

平成20年10月7日(火)午前9時から平成20年11月11日(火)午後5時30分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Administration Information Disposition Terminal another

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 19 November, 2008

- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL089 934 0110

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

愛媛県選挙事務執行規程(平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選挙会及び選挙分会の参観制限)	(選挙会及び選挙分会の参観制限)
第29条 第26条の規定は、選挙会及び選挙分会の参観制限について、準用する。	第29条 第26条の規定は、選挙会及び選挙分会の参観制限について、準用する。

第30号様式を次のように改める。

## 第30号様式

その1（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙以外の選挙の場合）

何年何月何日

何開票区開票管理者氏名印

何 選 挙 投 票 調 集 計 表

執 行

何年何月何日調製

性別 \ 区分	名簿登録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率（％）
男					
女					
計					

注 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

その2（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙の場合）

何年何月何日

何開票区開票管理者氏名印

何 選 挙 投 票 調 集 計 表

執 行

何年何月何日調製

国内

性別 \ 区分	名簿登録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率（％）
男					
女					
計					

在外

性別 \ 区分	名簿登録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率（％）
男					
女					
計					

国内 + 在外

性別 \ 区分	名簿登録者数	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率（％）
男					
女					
計					

注 投票率は、小数点以下第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

第34号様式中 「市(町)選挙管理委員会委員長 氏名」 「市(町村)選挙管理委員会委員長 氏名」  
を候補者住所地市(町村)長 氏名 に改め、同様式注を次のように改める。

「何投票区投票管理者 氏名」 「何投票区投票管理者 氏名」

注 別紙は、次のとおりとすること。ただし、立候補の届出事項の異動及び辞退の場合にあっては、告示の写しを添付すること。

別紙

(選挙区 )

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

備考1 選挙区が複数ある場合は、選挙区ごとにこの表を作成すること。

2 「(選挙区 )」の欄は、選挙区がない場合は、削ること。

3 「届出の別」の欄には、「本人届出」、「推薦届出」又は「政党届出」の別を記載すること。

4 「候補者氏名」の欄には、通称及び本名を記載し、振り仮名(仮名書きの部分を除く。)を付すること。

5 「本籍」の欄は、都道府県名を記載すること。

6 「党派」の欄は、立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、その名称のほか公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第4項の規定による略称を併せて記載すること。

## ○正 誤

平成20年8月26日付け第1993号愛媛県告示第1250号（愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正）中

ページ	箇 所	誤	正
919	上から1行目	平成年月日	平成20年7月18日